

BEPSの概要

1 BEPSという用語

BEPSは、国際税務の領域で最近頻繁に見受ける用語である。この用語は、「税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)」の略語である。BEPSは、税制のループホールを利用した租税回避或いは低税率国等への利益の移転を防ぎために、OECD等が中心となって行っている活動のことである。

2 BEPSの沿革

2012年6月に開催された第7回G20メキシコ・ロスカボス・サミット首脳宣言において、租税分野では、情報交換の強化、多国間執行共助条約署名への奨励と共に、所得浸食と利益移転を防ぐ必要性を再確認し、OECD租税委員会は、BEPSプロジェクトを開始した。

2012年の後半に英国等において、多国籍企業の租税回避問題が生じていることが報道され関心を集め、英独両政府がBEPSに関する共同声明を公表している。

2013年2月12日に、OECDは、BEPSに対する現状分析報告書として、税源浸食と利益移転への対応 (Addressing Base Erosion and Profit Shifting) を公表した。なお、この報告書については、租税研究2013年5月号に居波邦泰氏による訳が掲載されている。

2013年7月19日に、OECDは、BEPS行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting: 以下「行動計画」という。) が公表された。この行動計画の公表について、日本の財務大臣は、国際課税に関する国際的な協力の歴史において転機となる画期的な成果であり、日

本はこれを支持することを表明している。

2013年9月に開催された第8回G20ロシア・サンクトペテルブルクにおける首脳宣言において、国境を越える脱税及び租税回避は税収を減らし、税システムの公正に対する国民の信頼を失うとして、行動計画を全面的に支持し、行動計画にある15の課題に対処するための提案及び韓国の進展状況についての定期的な報告を期待すると主に、必要な個別及び共同の行動をとることを宣言している。

3 15の課題

行動計画に示された15の課題とその期限は次のとおりである (OECD行動計画付属A参照)。

- ① デジタルエコノミー課税への対応 (期限: 2014年9月) として、ネット取引において生じる直接税及び間接税についての課題が掲げられている。少しこれについて私見を述べると、ネット取引では、居住地国課税については問題がないが、現行の規定では、事業所得の源泉地国課税において、恒久的施設がなければ課税できないことになっている。この場合、源泉地国において国内源泉所得が生じていることから、恒久的施設の存在の有無を課税要件とすると、ネット取引では租税回避が行われる可能性が高く、恒久的施設という物理的な存在とは結びつかないこの取引形態について、新たな課税原則が必要と思われる。
- ② ハイブリッド事業体に関する問題の解消 (期限: 2014年9月) としては、OECDモデル租税条約及び国内法の改正を提案されている。
- ③ タックスヘイブン税制強化の勧告 (期限

Topics of International Taxation

2015年9月)では、タックスヘイブン税制の規定が緩やかな国に対してその強化策の導入を促すものである。

- ④ 利子等の損金算入による税源浸食の制限(期限:国内法の改正への勧告は2015年9月,移転価格ガイドラインの改正は2015年12月)では,過度な利子の損金算入等による税源浸食を防止するための国内法の改正等の勧告を行うと共に,関連者間の金融取引に関して移転価格に関して移転価格税制のガイドラインの進展が勧告される。
- ⑤ 有害な税実務に対する対応(期限:内容により2014年9月から2015年12月)では,優遇税制に関するルーリングの開示及びその適用要件としての活動実態の存在に関する透明性の改善が検討され,優遇税制の租税回避利用が審査される。
- ⑥ 租税条約の濫用防止(期限:モデル租税条約の改正及び国内法の改正は2014年9月)は,租税条約に定める課税上の特典を不適切に利用することを防止することである。
- ⑦ 恒久的施設(PE)を利用した租税回避の防止(期限:2015年9月)としては,コミッションアeer等を利用したPEの認定を人為的に回避することを防止するために,PEの定義の改正と帰属する利益問題も行われる。
- ⑧ 価値ある無形資産の関連者間移転に関する移転価格税制の整備(期限:2014年9月,2015年9月)では,関連者間における無形資産の移転による税源浸食と利益移転を防止するためのルール作りの進展が行われる。具体的には,無形資産の定義,無形資産からの利益が各国に適切に配分されること,評価が困難な無形資産に係る移転価格ルール等の進展,費用分担取極に関する指針を革新すること,についてのルールの進展を図る。
- ⑨ 移転価格税制において,関連者間におけるリスクの移転或いは過度の資本の配分による税源浸食と利益移転を防止するためのルール

の進展を図る(期限:2015年9月)。

- ⑩ 第三者との間ではほとんど生じない取引による税源浸食と利益移転を防止するためのルールの進展を図る(期限:2015年9月)。例えば,グローバルなバリューチェーンにおける利益分割法の適用の明確化,管理料等の支払に対する特別な措置がこれに該当する。
- ⑪ 税源浸食と利益移転に係る資料収集と分析に関する方法の確立(期限:2015年9月)では,税源浸食と利益移転の規模と経済的影響の指標に関する勧告の進展が図られる。
- ⑫ 納税義務者に対して将来課税当局と問題になりそうなタックス・プランニングに関して開示を義務付ける概要に関する勧告の進展が図られる(期限:2015年9月)。
- ⑬ 移転価格文書化の再検討(期限:2014年9月)
- ⑭ 相互協議の効率化としての仲裁等の活用(期限:2015年9月)
- ⑮ 多国間における新たな協定の構築(期限:2014年9月,2015年9月)

この⑮については,すでに税務行政執行共助条約があるが,この条約の形態と同様に,税源浸食と利益移転に関する多国間条約を制定して多くの国がこれに参加するのであれば,短期間のうちに,税源浸食と利益移転に対する対応策の基盤整備ができることになる。OECDの狙いとするところは,このような形態による多国間条約の制定と思われる。

以上,15の行動計画が公表された。これらの計画の期限は,2014年或いは2015年になっていることから,それぞれについて比較的早い時期に案が公表されることになることから,今後1~2年における国際税務分野においては,BEPSの動向が注目を集めるのは必至である。

中央大学商学部教授

矢内 一好